

たいじちようちいきじゅうたくけいかく  
太地町地域住宅計画

たいじちよう  
太地町

令和2年3月

# 地域住宅計画

計画の名称	太地町地域住宅計画		
都道府県名	和歌山県	作成主体名	太地町
計画期間	令和 2 年度	～	6 年度

## 1. 地域の住宅の現況

太地町は、紀伊半島の南端に位置し、西は那智勝浦町、東は熊野灘に面した総面積5.81km<sup>2</sup>の半島形の町です。  
総面積の約半分が山地であり、高台である平見地区、山地と海岸線の間のおおむね平地である大東、小東、新屋敷、寄子路、水ノ浦、森浦及び夏山地区、昭和39年の埋め立て事業により造成した暖海地区、昭和41年の埋め立て事業により造成した常渡地区に住宅地が形成されています。  
人口及び世帯数は、高齢化や過疎化により、最盛期には約4,800人あった人口が現在では3,066人（令和元年12月末時点）に、世帯数も約1,700世帯から1,589世帯（令和元年12月末時点）にまで減少しています。  
このことにより、空き家が増え始め、今後、さらなる増加が予想されます。

## 2. 課題

高齢化、過疎化による人口及び世帯の減少に伴う空き家の増加から次のような課題が出てきており、南海トラフ沿いの地震の発生が懸念される中、これらの課題を解消し、安全で安心できる住まい環境づくりが急務となっています。

- ・ 老朽化した空き家は、地震等による倒壊のおそれや火災発生のおそれなど、防災面で周辺環境に悪影響を及ぼしている。
- ・ 老朽化した空き家は、不特定者が侵入するおそれなど、防犯面で周辺環境に悪影響を及ぼしている。
- ・ 老朽化した空き家は、野良猫の住処や害虫の発生源になるなど、衛生面で周辺環境に悪影響を及ぼしている。
- ・ 古くからの住宅は山地と海岸線の間のおおむね平地に敷き詰められるように建てられており、火災が起これば被害が拡大されるおそれがある。
- ・ 山地と海岸線の間のおおむね平地には古くからの住宅が敷き詰められるように建てられ、通路も狭いため、津波から避難する際に支障になる。

### 3. 計画の目標

「快適で安全に住める住環境の実現」

○安全で安心できる住環境づくりを推進

### 4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
防災・防犯上支障となる空き家の除却による住環境の改善及び空地の確保	戸	取り壊した空き家の戸数	0戸	1	15戸	6

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

## 5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

### (1) 基幹事業の概要

○住宅地区改良事業等（空き家再生等推進事業：除却）

地域住民の不安を取り除き、安全・安心な住まい環境づくりのため、防災・防犯上支障となる空き家の除却を促進し、住環境の整備改善を行う。

### (2) 提案事業の概要

### (3) その他（関連事業など）

## 6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

### A 基幹事業

(金額の単位は百万円)

#### A1 地域住宅計画に基づく事業(基幹事業)

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
住宅地区改良事業等	空き家再生等推進事業(除却)	太地町	15戸	40
A1合計				40

#### Ac 地域住宅計画に基づく事業(提案事業)

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
Ac合計				0

小計(A1+Ac) 40

#### A2 基幹事業(地域住宅計画に基づく事業以外の事業)

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
A2合計			0

小計(A1+Ac+A2) 40

**B 関連事業(関連社会資本整備事業)**

<b>B 関連社会資本整備事業</b>			
事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
B合計			0

**C 関連事業(効果促進事業)**

<b>C 効果促進事業</b>			
事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
C合計			0

小計(A1+Ac+A2+B+C)	40
------------------	----

**効果促進事業等の割合** 0.00%  $(Ac+C)/(A1+Ac+A2+B+C)$

**(参考)その他関連事業**

<b>(参考)関連事業</b>				
A' C'	事業(例)	事業主体	規模等	交付期間内事業費

**効果促進事業等の割合** 0.00%  $(Ac+C+C')/(A1+Ac+A2+A'+B+C+C')$

※交付期間内事業費は概算事業費

## 7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

特になし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

## 8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

特になし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たす必要があります。）

## 9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

特になし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。